

議案第44号

令和3年度

小金井市

一般会計補正予算

(第8回)

令和3年度小金井市一般会計補正予算（第8回）

令和3年度小金井市の一般会計の補正予算（第8回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ92,154千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47,679,245千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月22日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 9,965,423	千円 92,154	千円 10,057,577
	2 国庫補助金	2,394,926	92,154	2,487,080
歳入合計		47,587,091	92,154	47,679,245

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		千円 24,054,667	千円 92,154	千円 24,146,821
	1 社会福祉費	7,728,708	92,154	7,820,862
歳出合計		47,587,091	92,154	47,679,245

議案第44号資料1

令和3年度

小金井市

一般会計

補正予算事項別明細書

(第8回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15国庫支出金		千円 9,965,423	千円 92,154	千円 10,057,577
	2国庫補助金	2,394,926	92,154	2,487,080
歳入合計		47,587,091	92,154	47,679,245

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民 生 費		千円 24,054,667	千円 92,154	千円 24,146,821
	1 社 会 福 祉 費	7,728,708	92,154	7,820,862
歳 出 合 計		47,587,091	92,154	47,679,245

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国都支出金	地方債	その他	
千円 92,154	千円	千円	千円
92,154			
92,154			

2 歳 入

款 15 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
2 民生費国庫補助金	千円 455,769	千円 92,154	千円 547,923	1 社会福祉費補助金	千円 92,154

説	明	千円
4	新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（事業費分） （地域福祉課）	83,889
	（新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業（事業費分））交付要綱） 補助率 10/10	
5	新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（事務費分） （地域福祉課）	8,265
	（新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業（事務費分））交付要綱） 補助率 10/10	

3 歳 出

款 3 民 生 費

項 1 社 会 福 祉 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 社会福祉総務費	968,069	92,154	1,060,223	92,154		
				92,154		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	10 需用費 1 消耗品費	30 30	28 生活困窮者自立相談支援 事業に要する経費 (地域福祉課) 92,154
	12 委託料	8,235	10 需用費 (30) 消耗品費 30
	19 扶助費	83,889	12 委託料 (8,235) 新型コロナウイルス感染症生活困 窮者自立支援金支給事務委託料 8,235
			19 扶助費 (83,889) 新型コロナウイルス感染症生活困 窮者自立支援金 83,889

「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」について

○ 新型コロナの長期化に伴い、緊急小口資金等の特例貸付の申請期限を延長してきた一方、貸付限度額に達している、社会福祉協議会から再貸付について不承認とされた、といった事情で、特例貸付を利用できない困窮世帯が存在する。こうした世帯については、新たな就労や生活保護の受給につなげていくことが考えられるが、必ずしも円滑に移行できていない実態がある。

○ こうした支援の隙間を埋めるため、生活保護に準じる水準の困窮世帯に対する支援策として、以下のとおり「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給する。

➤ 対象： 緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯（注）で、以下の要件（住居確保給付金に沿って設定。ただし借家世帯のみならず持ち家世帯も対象）を満たすもの

（注）再貸付まで借り終わった世帯（本年3月以前に総合支援資金（初回）を申請した世帯は最大200万円）や、再貸付について不承認とされた世帯、再貸付の申請を行うために自立相談支援機関への相談等を行ったものの再貸付の申請をできなかった世帯。生活保護世帯は除く。

・ 収入： ①市町村民税均等割非課税額の1/12+②住宅扶助基準額以下
 （例： 東京都特別区 単身世帯13.8万円、2人世帯19.4万円、3人世帯24.1万円）

・ 資産： 預貯金が①の6倍以下（ただし100万円以下）

・ 求職等： ハローワークでの相談や応募・面接等、又は生活保護の申請

➤ 支給額（月額）：生活扶助受給額（1世帯あたり平均額）を基に設定
 単身世帯：6万円、2人世帯：8万円、3人以上世帯：10万円

※ 住居確保給付金、ひとり親世帯臨時特別給付金、低所得子育て世帯生活支援特別給付金との併給は可能とする。

➤ 支給期間：3か月（申請受付は8月末まで）
 ・ 支援金の申請日より前に再貸付が終了している者・・・申請月から3か月支給
 ・ 支援金の申請月に再貸付（3か月目）を受けている者・・・申請月の翌月から3か月支給

➤ 実施主体：福祉事務所設置自治体 費用：全額国庫負担 ※事務費含む

(1) 実施主体

- 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の実施主体は、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）とする。
 - 関係事務のうち、
 - ・ 支給審査及び支給決定等の支給事務は、都道府県等の責任において行うこととし、
 - ・ 相談・受付業務等の窓口業務については、外部機関（以下「受託機関」という。）への委託も可能とする。
- (補足)
緊急小口資金等の特例貸付を実施している社会福祉協議会や住居確保給付金の窓口業務を実施している自立相談支援機関は、現在業務負担が増大しているため、各都道府県等において委託先を検討する場合は、そうした事情も考慮しながら、適切に対応していただきたい。

(2) 支給対象者・支給額等①

○ 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（以下「自立支援金」という。）は、以下の(1)～(5)の要件を全て満たす者であって、(6)～(9)のいずれにも該当する者に対して、支給する。

※既に他の都道府県、市（特別区を含む。）又は福祉事務所を設置する町村から支給されている者を除く。

<p>(1) 再貸付終了等要件</p>	<p>次のいずれかに該当する者 (イ) 都道府県社会福祉協議会が実施する緊急小口資金等の特例貸付における総合支援資金の再貸付（以下「再貸付」という。）を受けた者であって、自立支援金の申請をした日（以下「申請日」という。）の属する月の前月までに当該再貸付の最終借入月が到来していること 【既に再貸付が終了】 (ロ) 再貸付を受けている者であって、申請日の属する月が当該再貸付の最終借入月であること 【再貸付が終了直前】 (ハ) 都道府県社会福祉協議会に対して再貸付の申請をしたが、申請日以前に不決定となったこと 【再貸付不決定】 (ニ) 都道府県社会福祉協議会に再貸付の申請を行うために、自立相談支援機関への相談等を行ったものの支援決定を受けられることができず、申請日以前に再貸付の申請をできなかつたこと 【再貸付申請できず】</p>
<p>(2) 生計維持要件</p>	<p>申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持している者であること</p>
<p>(3) 収入要件</p>	<p>申請日の属する月における、申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、申請日の属する年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されていない者の収入の額を12で除して得た額（以下「基準額」という。）及び昭和38年4月1日厚生省告示第158号（生活保護法による保護の基準を定める等の件）による住宅扶助基準に基づく額（以下「住宅扶助基準」に基づく額）を合算した額以下であること。</p>
<p>(4) 資産要件</p>	<p>申請日における申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に6を乗じて得た額（当該額が100万円を越える場合は100万円とする。）以下であること。</p>
<p>(5) 求職活動等要件</p>	<p>次のいずれかに該当する者であること ① 公共職業安定所に求職の申込みをし、期間の定めのない労働契約又は期間の定めが六月以上の労働契約による就職（以下「常用就職」という。）を目指し、以下に掲げる求職活動を行うこと。 イ) 月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける ロ) 月2回以上、公共職業安定所で職業相談等を受ける ハ) 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける ② 生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われていない状態にあること</p>

(2) 支給対象者・支給額等②

(6)	職業訓練受講給付金を、申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者が受給していないこと
(7)	生活保護を、申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者が受給していないこと
(8)	偽りその他不正な手段により再貸付の申請を行っていないこと
(9)	申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと

○ 自立支援金の支給額・支給期間・申請期限は以下のとおりとする。

支給額：一月ごとに、以下の額を支給

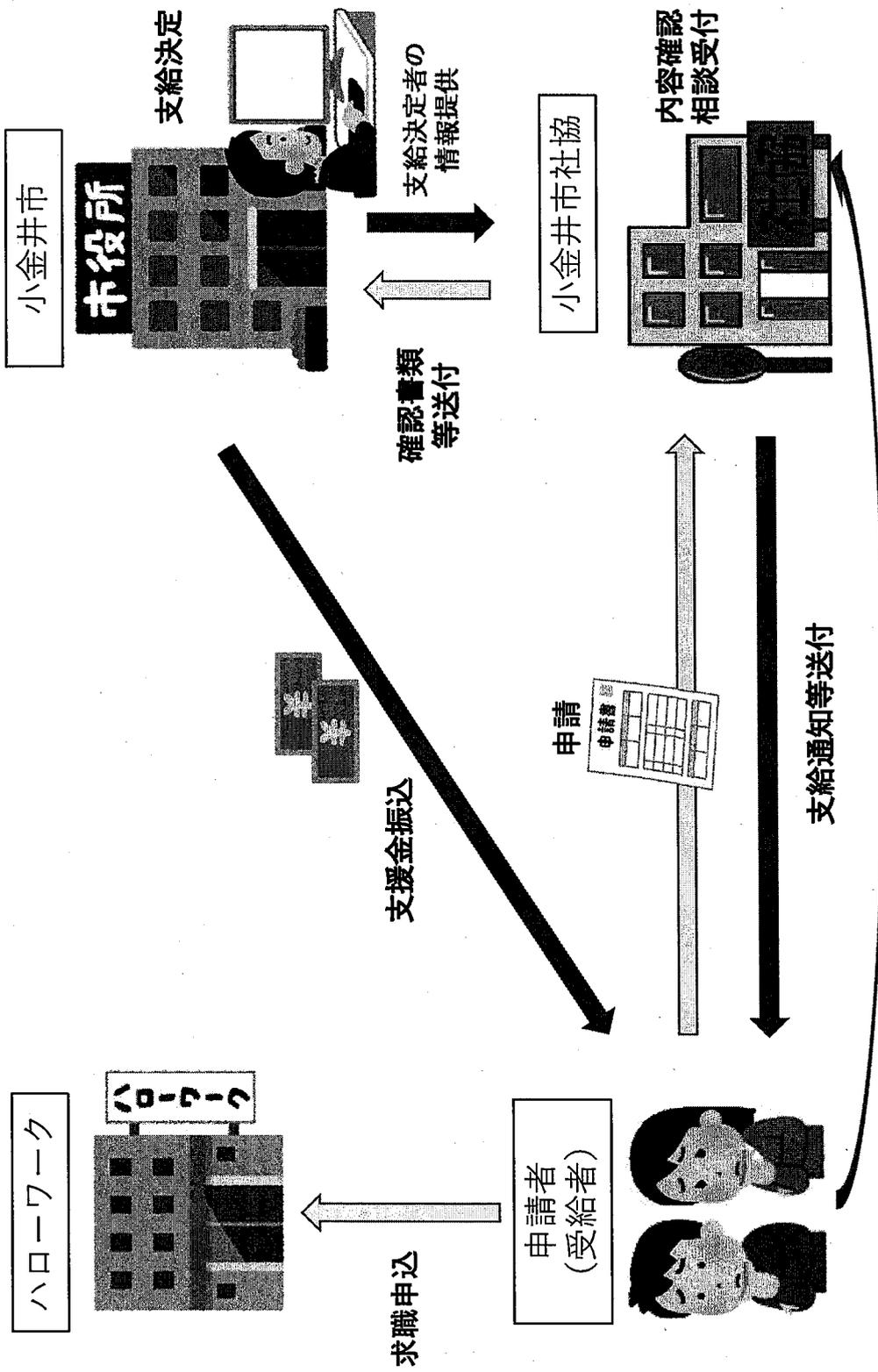
単身世帯：6万円 2人世帯：8万円 3人以上世帯：10万円

支給期間：三月

申請期限：令和3年8月31日

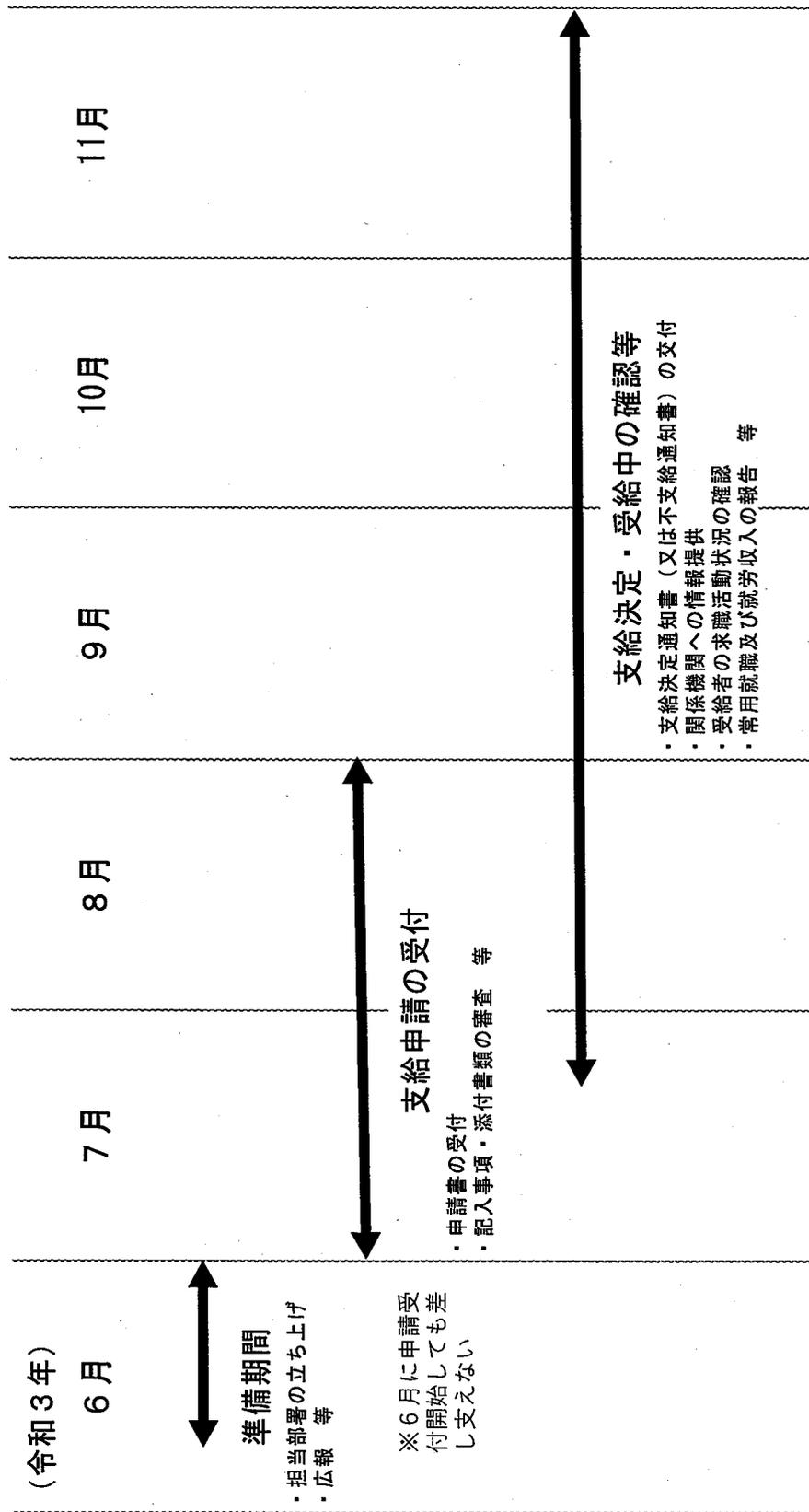
※申請受付は、各都道府県等において準備ができて次第速やかに開始していただきたい。

(3) 実施フロー図



※ 受給者は、受給期間中、毎月、求職活動等要件の確認のため、所要の書類を提出します。
書類の確認後、支援金が振り込まれます。

支援金給付事務の基本的な作業フローについて



※なお、事業費及び事務費は令和3年5月28日以降に生じた経費が補助対象となります。